





能く知らず此法は世に外人の決  
して裁物權ヲ侵サズト云フイラハ  
ンヤト説クベシ即チ裁物權又  
其以テ之を多スル者ナリト云フ主  
張ヲ侵クイナリ

加此裁法ニテハ何裁法ニモ利益  
ヲ有セザルモ其中心ニテナリ

之ヲ要スルニ強硬巴人民ハ日中ノ何々  
ルヲ知ラサルモノハ其旨是レナリ云ハ日

如ニ在ルニ既ニ十有五年ニテ親日  
カノ事情ヲ知リ且ツ日中ノ多ク裁物權

スルハ實ニ裁ノ者ニ所ナリ故ニ日中四地  
漸次改良ノ真像ヲ以テ來人ノ眼

前ニ描出セントスルヲカ一ノ目的トス  
故ニ其ガ其限云々ハシイラボレル所

以ノ者ハ其確實ノ報告ヲ加ニ対  
シテ裁ノ事付多起ル時ニセラ

テカンテラボレルノミニ立リ決シテ  
裁法上ニ其係スルニカラスハ至リ

木松 謹 啓 用 紙

裁法ノ一人ナリ裁法一箇ヲ以テ九  
等ノ思案ニ及スルヲ有セズ以テ

ハ分明ニ告ゲテ其旨日  
先ニ長渡ナカシ大妻ヲ抽出スル時

太ノ角ヲ以テ裁法以外ハウス以テ  
裁法ニ四段階ニ分テシガテ裁法

信ヲ失フテ西南東初ニ付  
官憲法裁法ハ人員其萬且也

確案ニ裁法ハ裁法ニ付テラハント  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

所裁法ノ由裁法ノ裁法ノ事ナリ  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法  
裁法ノ事ナリ裁法ノ事ナリ裁法

木松 謹 啓 用 紙



